

計画的避難区域設定前における線量の高い地域の砕石の
流通に伴う問題への当面の対応について

平成 24 年 1 月 24 日
原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

福島県二本松市の一部建築物において屋外より高い線量が測定されたことは、当該建築物の基礎に年間推計積算線量が 100 ミリシーベルトを超える地域の砕石が使用されたことが原因である可能性が高い。

この問題については、居住者の意向に沿った対応を行うとともに、類似の事案がないか調査を進めることが重要である。このため、国、県、市町村等が連携・協力して今後、この問題の取組みを進める。

1. 居住者の意向に沿った対応

- (1) 現在、関係の自治体が居住者の意向を聴取し、転居等の支援を進めている。国は、被害を受けた方々の個々の状況を踏まえ、適切な賠償を行うよう、東京電力を指導していく。
- (2) 現在実施している、福島県の住民を対象とした健康診断などの健康管理に関する取組を着実に進める。

2. 類似の案件の有無に関する調査の現状及び今後の対応

- (1) 当該砕石の採石場については、昨年 5 月以降は出荷されていないことを確認した。
- (2) 当該採石場の近隣の採石場（当該採石場を含め、現時点で 28 箇所を想定）については、当該採石場よりも空間線量は低いが、念のため、国、県等が連携し、計測を開始した。
- (3) 当該砕石の流通経路については、出荷先が 19 社あり、そのうち 2 社が生コンクリート製造事業者、17 社が建設会社等である。現在、これら 19 社の施工現場の特定作業を国が行っており住居等を優先しつつ、測定を開始している。
- (4) 国、県、市等では上記調査に先行して、国、県、市等自らが発注している工事箇所では測定を行っているほか、建設事業者にも協力を要請している。
- (5) 二本松市が自ら発注している工事箇所の調査では、234 箇所ですべて計測が行われ（うち 13 箇所は、当該砕石事業者からの砕石を原料とする生コンクリートを使用）、これまでに判明している排水路修繕箇所（表面線量率：1.62～1.97 μ Sv/h）以外では、顕著な線量データは得られなかった。
- (6) 調査の進捗状況に関する情報は、今後、随時更新していく。

3. 今後の同種の問題の発生への対応

- (1) 原子力災害対策本部及び関係府省は、同様の事案の発生を防止するため、対応策を検討する。今回の事案を踏まえて、原子力災害対策本部は関係府省に同様の事案が起きる恐れがないか、再度注意喚起を行う。
- (2) 今回の事案は、福島県内の各市町村において行われている個人積算線量の測定事業の測定結果を契機として事態が明らかになったものであり、同事業に関して福島県とさらに密接な連携を図る。

参考) 外部の空間線量率が $3.8 \mu\text{Sv/h}$ は、年間で 20mSv に相当する。